

宇部市水道局職員の育児休業等に関する規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第二十九号

沿革

令和 四年 九月 三十日 管理規程第五十一号 第一次改正

令和 四年十二月二十六日 管理規程第五十五号 第二次改正

令和 六年 二月二十八日 管理規程第二号 第三次改正

(趣旨)

第一条 この規程は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第七条、第八条、第十条第一項及び第二項、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条第三項並びに第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関して必要な事項を定める。

（育児休業をすることができない職員）

第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員
- 二 宇部市職員の定年等に関する条例（昭和五十九年条例第二十二号）第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員
- 三 宇部市職員の定年等に関する条例第九条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- 四 宇部市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成二十三年条例第二十三号）第四条第三項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
- 五 非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (1) その養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（以下「一歳六か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第七条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から六月を経過する日、第五条の規定に該当する場合にあっては当該子が二歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

- (2) 勤務日の日数を考慮して宇部市職員の育児休業等に関する規則（平成四年規則第九号。以下「市規則」という。）第二条の二で定める非常勤職員

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第四条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

一部改正（令和四年十二月二十六日）

（育児休業法第二条第一項の条例で定める者）

第三条 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。（育児休業法第二条第一項の条例で定める日）

第四条 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日
- 二 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- 三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第六条第七号に掲げる事情に該当するときはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、管理者が定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合） 当該子の一歳六か月到達日
- イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育

児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする
育児休業をしようとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ハ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則第二条の三で定める場合に該当する場合

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）

第五条 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、管理者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において地方等育児休業をしている場合

三 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則第二条の四で定める場合に該当する場合

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）

第六条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる

場合に該当することとなったこと。

イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

二 育児休業をしている職員が第十二条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

三 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

四 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

五 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

六 第四条第三号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。

七 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

（育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第七条 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第八条 育児休業法第三条第二項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他

の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の請求手続)

第九条 育児休業法第二条第二項の規定による育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第一号）により、育児休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 管理者は、前項の請求を受けた場合において、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

一部改正（令和六年二月二十八日）

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第十条 前条の規定は、育児休業法第三条第一項の規定による育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第十一条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

- 一 育児休業に係る子が死亡した場合
 - 二 育児休業に係る子が当該職員の子でなくなった場合
 - 三 育児休業に係る子を養育しなくなった場合
- 2 前項の規定による届出は、養育状況変更届（様式第二号）により行うものとする。
- 3 第九条第二項の規定は、前項の届出を受けた場合について準用する。

一部改正（令和六年二月二十八日）

(育児休業の承認の取消事由)

第十二条 育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児休業をしている職員の職務復帰)

第十三条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたときは、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

一部改正（令和六年二月二十八日）

(育児休業に係る辞令の交付)

第十四条 管理者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。

- 一 育児休業法第二条第三項の規定により職員の育児休業を承認する場合
- 二 育児休業法第三条第三項の規定により職員の育児休業の期間の延長を承認する場合
- 三 育児休業をした職員が前条の規定により職務に復帰した場合

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第十五条 管理者は、育児休業法第六条第三項の規定により任期の更新を行おうとするときは、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければならない。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第十六条 宇部市水道局職員の給与に関する規程（令和四年水道事業管理規程第三十四号。以下「給与規程」という。）第二十六条第一項（宇部市水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和四年水道事業管理規程第四十二号）第十六条及び第二十条の規定により準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六か月以内の期間において勤務した期間（管理者が定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与規程第三十五条第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

3 第一項の管理者が定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間

イ 育児休業法第二条又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五条第一項の規定により育児休業をしていた期間

ロ 給与規程第二十九条第三号又は第四号に掲げる職員として在職した期間

ハ 休職にされていた期間（給与規程第三十三条第三号に規定する期間を除く）

二 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年条例第三十五号）第十二条第一号に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）として同条例第十条に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）において業務に従事した期間（これに相当するものとして管理者が認める期間を含む。）

4 第二項の勤務した期間には、次に掲げる期間を含むものとする。

一 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第三条第一号に規定する派遣職員として同条例第二条第三項第一号に規定する派遣団体において従事した期間

二 退職派遣者として特定法人において業務に従事した期間

一部改正（令和六年二月二十八日）

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第十七条 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初の昇給日（給与規程第五条第六号に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて当該職員の号給を調整することができる。

一部改正（令和六年二月二十八日）

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

第十八条 宇部市職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年条例第二十五号。以下「退職手当条例」という。）第八条の三第一項及び第九条第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第八条の三第一項に規定する現実に職務に従事すること

を要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての退職手当条例第九条第四項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第十九条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員
- 二 宇部市水道局職員就業規程（令和四年水道事業管理規程第二十七号。以下「就業規程」という。）第四十八条第三項又は第四項の規定により引き続き勤務している職員
- 三 宇部市職員の定年等に関する条例第九条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

一部改正（令和四年十二月二十六日）

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第二十条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第六条第一号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。
- 二 育児短時間勤務をしている職員が、第二十四条第一号に掲げる事由に該当したことに従って当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第六条第二号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。
- 三 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- 四 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- 五 育児短時間勤務の承認が第二十四条第二号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- 六 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、三月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画については、育児休業等計画書（様式第三号）により管理者に申し出た場合に限る。）。
- 七 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間

勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

一部改正（令和六年二月二十八日）

（育児休業法第十条第五号の条例で定める勤務の形態）

第二十一条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、就業規程第五条第一項別表一に定める交替制勤務職員について、次に掲げる勤務の形態（勤務日（就業規程第七条に規定する勤務日をいう。）が引き続き十二日を超えず、かつ、一回の勤務が十五時間三十分を超えないものに限る。）とする。

一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第二十二条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書（様式第四号）により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までに行うものとする。

2 第九条第二項の規定は、前項に規定する承認又は期間の延長の請求について準用する。

一部改正（令和六年二月二十八日）

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第二十三条 第十一条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第二十四条 育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情）

第二十五条 育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 過員を生ずること。

二 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第二十六条 管理者は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務等に係る辞令の交付)
 第二十七条 管理者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。

- 一 職員の育児短時間勤務を承認する場合
- 二 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合
- 三 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合
- 四 前条の規定により書面による通知をする場合

(育児短時間勤務職員等に対する給与規程の適用)

第二十八条 育児短時間勤務等(育児短時間勤務及び育児休業法第十七条の規定による勤務をいう。以下同じ。)をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)に対する給与規程の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第五条第三項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号級に応じた額に算出率(承認を受けた一週間当たりの勤務時間を職員就業規程第五条第一項別表一に規定するその者の勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ)を乗じて得た額とする</p>
<p>第五条第四項及び第七項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号級に応じた額に算出率を乗じて得た額とする。</p>
<p>第十七条第二項第二号</p>	<p>定年前再任用短時間勤務職員</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一一〇号)第一〇条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による勤務を含む。)をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)</p>
<p>第十九条第一項</p>	<p>支給する</p>	<p>支給する。ただし育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日における勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に一〇〇分の一〇〇(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、一〇〇分の一三〇)を乗じて得た額とする</p>
<p>第二十六条第四項</p>	<p>給料</p>	<p>給料の月額を算出率で除して得た額</p>
<p>第二十六条の第五項及び第三十五条三項</p>	<p>給料の月額</p>	<p>給料の月額を算出率で除して得た額</p>

（育児短時間勤務等をした職員の退職手当の取扱い）

第二十九条 育児短時間勤務等をした職員に対する退職手当条例第八条の三第一項及び第九条第四項の規定の適用については、当該育児短時間勤務等をした期間は、退職手当条例第八条の三第一項に規定する現実に勤務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務等をした期間についての退職手当条例第九条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務等の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務等をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第三十条 第十五条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

（部分休業をすることができない職員）

第三十一条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項及び第二十二条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

二 育児短時間勤務職員等

一部改正（令和四年十二月二十六日）

（部分休業の承認）

第三十二条 部分休業（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 就業規程第六条の承認（職員で生後一年未満の生児を育てる場合に限る。）を得ている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（部分休業の承認の請求手続等）

第三十三条 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認の請求は、部分休

業を始めようとする二週間前までに、部分休業承認請求書（様式第五号）により行うものとする。

- 2 第九条第二項の規定は、前項の請求を受けた場合について準用する。
- 3 所属長は、職員の部分休業を承認した場合には、毎月末日までの状況について、当該月の翌月五日までに部分休業整理簿兼報告書（様式第六号）により、総務企画課長に報告しなければならない。

一部改正（令和六年二月二十八日）

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

- 第三十四条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない一時間につき、給与規程第五十条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（部分休業に係る子が死亡した場合等の届出）

- 第三十五条 第十一条の規定は、育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

（部分休業の承認の取消事由）

- 第三十六条 第二十四条の規定は、部分休業について準用する。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

- 第三十七条 管理者は、職員が管理者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 管理者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

- 第三十八条 管理者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

（宇部市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の廃止）

- 2 宇部市上下水道局職員の育児休業等に関する規程（平成二十六年管理規程第二十五号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規程の施行前に宇部市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 宇部市から出向した職員のうち、出向前に宇部市職員の育児休業等に関する条例（平成四年条例第三号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当

規定によりなされたものとみなし、育児休業の期間等は通算する。

(宇部市水道局職員の給与に関する規程附則第七項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 5 育児短時間勤務職員等に対する宇部市水道局職員の給与に関する規程(令和四年水道事業管理規程第三十五号)附則第七項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、宇部市水道局職員就業規程(令和四年水道事業管理規程第二十七号)第五条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則 (第一次改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の改正前の第四条第五号の規定により職員が申し出た計画については、なお従前の例による。

(宇部市水道局職員の給与に関する規程の一部改正)

- 3 宇部市水道局職員の給与に関する規程(令和四年規程第三十五号)の一部を次のように改める。

第二十九条第五号中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第三十三条第二項第四号中「育児休業規程第十九条」を「育児休業規程第十八条」に改める。

第三十六条第三号中「育児休業規程第九条第二項」を「育児休業規程第八条第二項」に改める。

附 則 (第二次改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (第三次改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。

様式第2号（第11条関係）

課長	副課長	係長	係員
所属長	副課長	係長	

養育状況変更届

年 月 日

宇部市水道事業管理者
水道局長

様

届出者 所 属 _____
職 名 _____
氏 名 _____

次のとおり育児休業に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由	<input type="checkbox"/> 休業等に係る子を養育しなくなった。 <input type="checkbox"/> 子と同居しなくなった。 <input type="checkbox"/> 負傷又は疾病により子の世話ができない状態になった。 <input type="checkbox"/> 託児できるようになった。 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 休業等に係る子が死亡した。 <input type="checkbox"/> 休業等に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）。 <input type="checkbox"/> 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 <input type="checkbox"/> その他 ()
2 届出事由 の発生日	年 月 日

注 所定欄に必要事項を記入し、該当する□には☑印を付けること。

様式第1号（第9条関係）

課長	副課長	係長	係員
所属長	副課長	係長	

育児休業承認請求書

年 月 日

宇部市水道事業管理者
水道局長

様

請求者 所 属
職 名
氏 名

次のとおり育児休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	2 請求者以外の子の親		
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同居・別居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年 月 日生	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 請求内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の再度の延長 <small>（再度の育児休業又は育児休業の再度の延長が必要な事情を簡単に記入すること。）</small>		
	4 請求期間	年 月 日 ~	年 月 日 (月 日間)
5 既に育児休業をした期間	年 月 日 ~	年 月 日 (月 日間)	
	年 月 日 ~	年 月 日 (月 日間)	
6 備 考			

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（住民票の写し、医師又は助産師が発行する出生証明書、母子手帳の出生届出済証明、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。なお、再度の育児休業又は育児休業期間の延長、育児休業期間の再度の延長の承認請求の場合には、証明書類の添付は不要であること。
- 2 この請求書は、育児休業、再度の育児休業、育児休業期間の延長又は育児休業期間の再度の延長を始めようとする日の一月前までに所属長に提出すること。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 備考欄には、(ア) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ) 請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ) 請求にかかると子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 5 所定欄に必要事項を記入し、該当する□には☑印を付けること。

様式第6号(第33条関係)

部分休業整理簿兼報告書

年 月 日

総務企画課長 様

所属課長氏名

下記職員の名 年 月分の部分休業の取得について以下のとおり報告します。

承認期間	開始	年 月 日	所属	氏名	(職員番号: 3-)
	終了	年 月 日	職名		
年 月分取得合計 (「使用時間」欄の合計)			時間 分		
課長	副課長	係長	日付	休業をした時間	使用時間
			/	時 分 ~ 時 分	時間 分
			/	時 分 ~ 時 分	時間 分
			/	時 分 ~ 時 分	時間 分
			/	時 分 ~ 時 分	時間 分
			/	時 分 ~ 時 分	時間 分
			/	時 分 ~ 時 分	時間 分
			/	時 分 ~ 時 分	時間 分
			/	時 分 ~ 時 分	時間 分
			/	時 分 ~ 時 分	時間 分
			/	時 分 ~ 時 分	時間 分
			/	時 分 ~ 時 分	時間 分

※ 翌月5日までに職員係に提出してください。

様式第5号(第33条関係)

課長	副課長	係長	係員
----	-----	----	----

所属長	副課長	係長
-----	-----	----

部分休業承認請求書

年 月 日

宇部市水道事業管理者

水道局長 様

請求者 所 属 _____
職 名 _____
氏 名 _____

次のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日生	
2 請求期間及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から	□毎日 □その他	時 分 ~ 時 分
	年 月 日まで		時 分 ~ 時 分
3 備 考			

- 注 (1) この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(住民票の写し、医師又は助産師が発行する出生証明書、母子手帳の出生届出済証明、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。
 (2) 請求する職員が育児に係る特別休暇を取得している場合には、その内容を「3 備考」欄に記入すること。
 (3) 所定欄に必要事項を記入し、該当する□には \surd 印を付けること。